

第4章

第6期大阪府障がい福祉計画

第2期大阪府障がい児福祉計画

数値目標及び見込量について

* 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に記載されていない場合があります。

1. 成果目標等

<第6期大阪府障がい福祉計画>

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
令和元年度末の入所者数(A)	4,767人
令和5年度末の入所者数(B)	4,661人
【目標値】 施設入所者削減数(A-B)	106人 (2.2%)
【目標値】 地域生活移行者数	328人 (6.9%)

国の基本指針においては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、令和元年度末時点から令和5年度末までに「地域移行者数6%以上」「施設入所者削減数1.6%以上」とすることを基本とし、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び施設入所者削減数に係る目標値やサービス見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援B型に限る。）については、18歳以上の障がい児施設入所者は除きます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	数値
【目標値】 令和5年度末の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日

国の基本指針においては、令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とし、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿って、令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上とすることを目標として設定します。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	数値
令和元年6月末の長期入院患者数(A)	9,113人
【目標値】 令和5年6月末の長期入院患者数(B)	8,688人
減少数(A-B)	425人

国の基本指針においては、国が提示する推計式を用いて、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を成果目標として設定することとされています。

大阪府としては、直近の入院患者の推移や長期入院患者の割合を踏まえ、令和5年6月末時点での1年以上長期入院患者の数を8,688人とするを目標として設定します。

③精神病床における早期退院率

項目	数値	項目	数値
【目標値】 令和5年度 入院後3ヶ月時点の退院率	69%	【目標値】 令和5年度 入院後1年時点の退院率	92%
【目標値】 令和5年度 入院後6ヶ月時点の退院率	86%		

国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する成果目標として、令和5年度における入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率を以下のように設定しています。

- ① 入院後3ヶ月時点の退院率 69%以上
- ② 入院後6ヶ月時点の退院率 86%以上
- ③ 入院後1年時点の退院率 92%以上

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに①については69%以上、②については86%以上、③については92%以上とすることを目標として設定します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備し、年1回以上運用状況を検証・検討

国の基本指針においては、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備し、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府においては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに全市町村または各圏域に、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備するとともに、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標として設定します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

項目	数値	項目	数値
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	2,826人	【目標値】 令和5年度中の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	508人
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	1,910人	【目標値】 令和5年度中の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	286人

国の基本指針においては、令和5年度中の就労移行支援等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.27倍以上とすることなどを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度中の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.27倍以上、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.26倍以上、就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定します。

②就労定着支援の利用者数

項目	数値
【目標値】 令和5年度の就労定着支援の利用率	7割
【目標値】 令和5年度の就労定着支援の就労定着率	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上

国の基本指針においては、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援を利用し、就労定着支援の就労定着率については就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とすることを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援を利用し、就労定着支援の就労定着率については、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定します。

③就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

項目	数値
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	16,500円

大阪府は全国と比べて工賃実績が低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援B型の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。

このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、就労継続支援B型事業所が設定した目標額を踏まえ、令和5年度までに16,500円をめざすこととします。

(5) 相談支援体制の充実・機能強化等

項目	数値
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	令和5年度末までに 全市町村で設置

国の基本指針においては、令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援等を実施する体制を確保することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに全市町村に基幹相談支援センターを設置することを目標として設定します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

項目	数値
【目標値】 障がい福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに 集団指導の場で注意喚起 市町村との連携体制の構築 協議の場の設置

国の基本指針においては、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに報酬請求に係るエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、以下のとおり成果目標を設定します。

- ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築します。
- ・都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置します。

<第2期大阪府障がい児福祉計画>

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

①児童発達支援センターの設置

項目	数値
【目標値】 令和5年度末 市町村等数	43

(参考) 整備予定箇所数
65

国の基本指針においては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、成果目標を設定しています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。

大阪府としては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として成果目標を設定します（市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用体制を構築することも可）。

②保育所等訪問支援の充実

項目	数値
【目標値】 令和5年度末 市町村等数	43

(参考) 整備予定箇所数
124

国の基本指針においては、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるなど、令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として成果目標を設定します。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項目
【目標値】 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

国の基本指針においては、令和5年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児に係る相談支援や手話の獲得支援を担う専門人材の養成・派遣など、難聴児支援を推進します。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数 値	(参考) 整備予定箇所数
【目標値】 令和5年度末 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保(市町村等数)	43	100
【目標値】 令和5年度末 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(市町村等数)	43	123

国の基本指針においては、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本として成果目標を設定しています(市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保も可)。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを基本として目標を設定します。

(4) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置

項目	数 値	項目	数 値
【目標値】 令和5年度末 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(大阪府)	1	【目標値】 令和5年度末 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(市町村)	43
【目標値】 令和5年度末 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(保健所圏域)	18	【目標値】 令和5年度末 医療的ケア児等コーディネーターの配置(市町村)	福祉関係1名 医療関係1名

国の基本指針においては、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を各市町村で設置し、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本として目標を設定します(府の協議の場にも少なくとも1名を配置)。